

# かわにし労政 ニュース

編集・発行：川西市市民生活部生活活性室産業振興課

川西市中央町12番1号 TEL 072-740-1162/FAX 072-740-1332

## 無期転換ルールへの対応はできていますか？

平成25年4月1日より改正労働契約法が施行され、多くの企業で平成30年4月から本格的に無期転換への申込みの発生が見込まれます。無期転換ルールへの対応にあたっては、中長期的な人事労務管理の観点から、円滑な導入のためにどのようにして労使双方にとって納得性の高い制度を構築するか、無期転換労働者の役割や責任の範囲について、従来の「正社員」や「有期契約労働者」と比べ、どう設定するか、就業規則といった既存の規定書類の整備など、様々な検討、対応が必要です。これらの準備には一定の時間を要するため、準備と対応は早期に行いましょう。

### 概要

有期労働契約で働く人は全国で約1,500万人、その約3割が通算5年を超えて有期労働契約を反復更新している実態にあり、ほぼ「自動的に」更新を繰り返しているだけといえますが、雇止め不安の解消、処遇の改善が課題となっています。そのため、有期契約労働者の無期契約化を図り、雇用を安定化させる目的で、平成25年(2013年)4月1日に改正労働契約法が施行されました。

無期転換ルールは、同一の使用者(企業)との間で、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合、有期契約労働者(契約社員、パートタイマー、アルバイトなど)からの申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換されるルールのことです。

契約期間が1年の場合、5回目の更新後の1年間に、契約期間が3年の場合、1回目の更新後の3年間に無期転換の申込権が発生します。



※平成25(2013)年4月1日以降に開始する有期労働契約が対象です

詳しくはこちら

[http://hyogo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/122328.html](http://hyogo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/122328.html)

無期転換ルールについてのお問い合わせ先

兵庫労働局 雇用環境・均等部 指導課 TEL: 078-367-0820

育児休業を取得中（取得予定）の方・育児休業給付金の申請手続きを行う事業主の方へ

## 平成29年10月より育児休業給付金の 支給期間が2歳まで延長されます

保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳6か月に達する日後の期間についても育児休業を取得する場合、その子が2歳に達する日前提での期間、育児休業給付金の支給対象となります。

### 改正内容

育児休業給付金は、原則1歳に達する日前提までの子を養育するための育児休業を取得した場合に支給されます。

これまで、保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、子が1歳6か月に達する日前提まで育児休業給付金の支給対象期間が延長できましたが、さらに、平成29年10月1日より、保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳6か月に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、子が2歳に達する日前提まで育児休業給付金の支給対象期間が延長できるようになります。

### 延長できる理由

- ア 育児休業の申出に係る子について、保育所等（ ）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳6か月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- （ ）保育所等は、児童福祉法第39条に規定する保育所等をいい、いわゆる無認可保育施設はこれに含まれません。
- また、あらかじめ1歳6か月に達する日の翌日について保育所等における保育が実施されるように申込みを行っていない場合は該当しません。
- 保育所等による保育の申込み時期等については市町村にご確認願います。
- イ 常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者（ ）であって、その子が1歳6か月に達する日後の期間について常態としてその子の養育を行う予定であった方が死亡、負傷、疾病等に該当した場合
- （ ）配偶者には婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。



育児休業給付金についてのお問い合わせ先

兵庫労働局職業安定部 職業安定課 TEL：：078-367-0803

ハローワーク伊丹 TEL：072-772-8609

# 賃金は最低賃金額以上になっていますか？

## 兵庫県の最低賃金・使用者も労働者も必ずチェック！

**時間額 844円（平成29年10月1日から適用）**

最低賃金は、常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。

ただし、以下の業種については、これより高い金額の特定（産業別）最低賃金が適用されますのでご注意ください。なお、特定（産業別）最低賃金は例年12月に改正されます。

業種	最低賃金額
繊維工業	844円
塗料製造業	918円
鉄鋼業	906円
はん用機械器具製造業	886円
生産用機械器具製造業	
業務用機械器具製造業	
電子部品・デバイス・電子回路製造業	844円
電気機械器具製造業	
情報通信機械器具製造業	
輸送用機械器具製造業	919円
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	844円
各種商品小売業	844円
自動車小売業	850円

最低賃金において算入しない賃金は、以下のとおりです。

臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

所定労働時間を超える時間・所定労働日以外に対して支払われる賃金（時間外割増賃金・休日割増賃金など）

午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）

精皆勤手当、通勤手当および家族手当

### 最低賃金のQ&A



最低賃金額より低い賃金を労働者と使用者が合意の上で定めた場合はどうなりますか？

最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。



### 兵庫県の最低賃金についてのお問い合わせ先

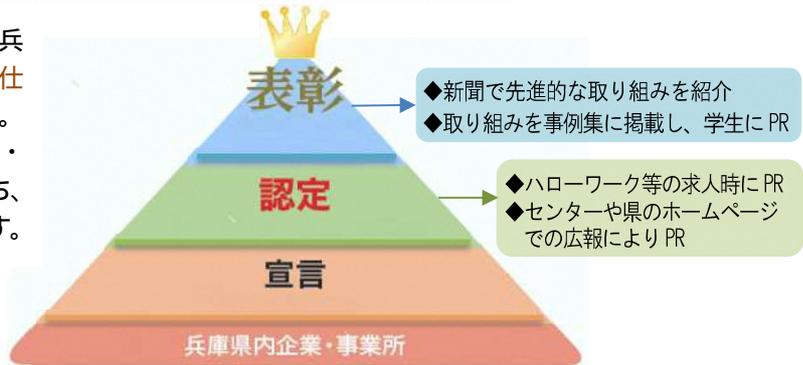
- ・兵庫労働局労働基準部賃金室 TEL 078-367-9154
- ・伊丹労働基準監督署 TEL 072-772-6224（代）

# ワーク・ライフ・バランスに 取り組んでみませんか？

ひょうご仕事と生活センターは「仕事と生活のバランス」の取組を全県的に推進する拠点として、兵庫県、連合兵庫、兵庫県経営者協会の協働により設置されました。  
兵庫県内起業・団体のワーク・ライフ・バランスの実現推進のため、さまざまな事業を実施しています。

## ワーク・ライフ・バランス「宣言 認定 表彰」制度

センターでは、ワーク・ライフ・バランスに取り組む兵庫県内の企業・団体の皆様に登録いただく「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」制度を実施しています。また、宣言企業の中で、一定の成果を収めている企業・団体を「認定」します。さらに、認定企業・団体のうち、特に取り組みが優れている企業・団体を「表彰」します。



**宣言企業に  
ぜひご登録ください！**



### 宣言すると？

- ☆企業名をセンターホームページに掲載、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業として広報支援を行います。
- ☆各種助成金が活用できます。
- ☆専門家による社内研修の実施、センター主催のセミナーへ参加できます。(無料)

### 宣言するには？

- ① センターホームページから「宣言書」様式をダウンロード
- ② 「宣言書」に必要事項を記入・捺印のうえ、センターに郵送
- ③ 後日、センターから登録証を送付

☆ご連絡いただければ、センターから説明に伺います。

## ワーク・ライフ・バランス助成金

	中小企業育児・介護等 離職者雇用助成金	中小企業育児・介護 代替要員確保支援助成金	仕事と生活の調和推進 環境整備支援助成金
事業主 規模	企業全体の従業員が300人以下 申請に係る事業所の従業員が20人以下 (会社法で定義する株式会社等は100人以下)		
支給対象	過去に企業等を 結婚、配偶者の転勤、妊娠、出産、育 児、介護により離職した方を新たに雇用	従業員の 育児・介護休業 又は 育児・介護短時間勤務 に対し、代替要員を新たに雇用	女性や高齢者等の職域拡大や、多様で柔 軟な働き方を促進することを目的として 行う職場環境整備
支給額	(平成29年4月1日以降に雇用された対象 労働者 1人につき) 正社員：50万円 短時間勤務正社員：40万円 正社員以外(フルタイム)：20万円  国の両立支援等助成金(再雇用者評価 処遇コース)の受給対象は差額支給	休業コース 休業者の代替要員の賃金の1/2 短時間勤務コース 短時間勤務部分の 代替要員の賃金の1/2  (月額上限10万円、総額上限100万円)	対象経費の1/2(上限200万円) 対象事業例 ・女性(男性)の職域拡大 専用更衣室、トイレ 等 ・高齢者の職域拡大 手すり設置 等 ・多様な働き方導入 在宅勤務システム、託児スペース

お問い合わせ先

ひょうご仕事と生活センター TEL：078-381-5277